## 相続登記の義務化が始まる!



## 相続登記は必要です

土地や建物を所有していた方が亡くなられて相続が発生した場合、「相続による所有権の移転の登記」を法務局に申請することになります。

相続登記が義務化される法律が 2024年4月1日に施行されました。この新しい 法律では正当な理由なく登記を怠ると10万円以下の過料が科されることになっています。

なにより申請をせずに放っておくと新たな相続が発生し、**相続登記の手続がますます難しく**なってしまいます。

♣ 相続登記をしないと… !手続がどんどん複雑になります





相続人がどんどん増えて、 話し合いがうまく進まない。 書類収集の手間が増え、 費用が高くなる。



相続人の中に 面識がない人が現れ、 協議に時間がかかる。



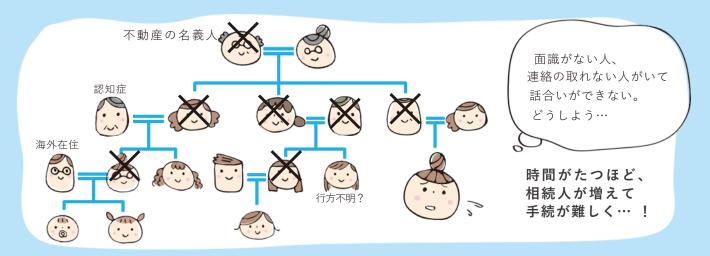
相続人の中に認知症になるなど判断能力が低下した人がいると、家庭裁判所に成年後見人等の選任申立てが、



所在不明の人がいると、



不在者財産管理人の選任申立てが 必要になるケースが生じる。



相続が発生したら、早めに相続人で話合い(遺産分割協議)を行って、話合いの結果を相続登記に反映することが重要です。